

緊急小口資金特例貸付についての説明書

1 目的

本貸付事業は新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた世帯に対し、資金貸付を行い、生活の立て直しのために役立てていただくことを目的としています。

2 対象

本貸付事業の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯です。

なお、貸付金額は100,000円以内ですが、下記の場合においては、貸付金の上限を200,000円以内とします。

(1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

同居する家族の中から新型コロナウイルス感染症に感染した者がいる又は濃厚接触者となった者がおり、自宅待機もしくは外出を控えることにより収入が減少した世帯を対象とします。

該当する場合、電話での相談を主とし書類は郵送やFAX等で対応いたします。引き続き不要・不急の外出はお控え頂き、必ず事前にご連絡いただけますようお願い申し上げます。また、同封されている委任状を作成いただき代理人を立て相談することも可能ですのでご検討をお願い申し上げます。

(2) 世帯員に要介護者がいるとき

同居する家族の中に介護を必要とする者がおり、デイサービスやショートステイなどの利用が困難となり、家族が介護などを行うことで就労日数が減少するなどして収入が減少した世帯を対象とします。

(3) 世帯構成員が4人以上いるとき

同居する家族が4人以上おり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け就労時間が減少したことで収入が減少した家族がいる場合や、不要・不急の外出を控えることで生活費が増加し家計に影響を受けた世帯を対象とします。

(4) 世帯構成員の中に臨時休校した小学校等に通う子がいるとき

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園など（以下、小学校等）に通学する児童がいる世帯を対象とします。

(5) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子がいるとき

風邪症状など新型コロナウイルスに感染した可能性があり保護者の判断で小学校等への通学を控えさせている世帯を対象とします。

(6) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

家族の中に個人事業主やフリーランスで収入を得ている者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活費とできる収入が減少した場合、その世帯を対象とします。

※但し、事業資金など経営に係る費用については対象外です。

(7) その他、特に資金需要があると認められるとき

(1)～(6)に該当しないが新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活費が減少した世帯を対象とします。

- ・例1：アルバイト先の遊園地が閉園したため勤務時間数が減少したことに伴い収入が減少し生活費が不足している世帯。
- ・例2：農作物を生産し、市場などで販売した収益を生活費に充てていたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため市場などの開催がなくなり収益が減少した世帯。

(8) 対象とならない場合

ア 事業費の貸付

本事業は生活費を対象としています。そのため自営業などで必要とされる事業費について貸付けすることは出来ません。

イ 他借金返済のための貸付

本貸付事業を含む生活福祉資金貸付制度では他の借金を返済するための借入れは出来ません。

ウ 生活保護を受給している世帯

生活保護を受給している世帯につきましては原則貸付対象となりません。

エ 既に他都道府県で特例貸付を受けたことがある

既に新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付を受けたことがある場合、重複して申請することはできません。

3 借入れ申し込みにあたり

(1) 貸付事業について

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付は、同じ資金を繰り返し借入れることができません。

申し込み金額を少なく見積もってしまい、後になり申し込み金額及び借入金額が不足した場合に再度同じ資金に対する借用申請をすることが出来ないため、余裕をもった金額での申請をしてください。基本としては10万円若しくは20万円の上限での申請を推奨いたします。

返済（償還）に関して、特別な理由がない限り、最大期間となる据置期間（返済の義務が発生しない期間）は12か月、返済期間（償還期間）も最大の24か月を基本設定といたします。

返済期間中は無利子ですが、返済期間を過ぎますと延滞元本に対し年3%の延滞利子が発生いたします。

据置期間、返済期間内での繰り上げ返済や一括返済も可能です。特別な事情があり、止むを得ず据置期間や返済期間を短期に設定したい場合は申し出てください。

(2) 必要書類について

別紙「生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）必要書類チェックリスト」にある書類を全て揃えていただきます。

(3) 同封書類について

借入申込書、借用書、申立書、経緯書は本封筒に同封されています。

(4) ご用意いただく書類について

借入申請者の身分証明書、通帳またはキャッシュカードをご用意ください。

安城市役所、支所、アンフォーレで住民票交付申請の際、使いみち（提出先）その他にチェック（☒）を入れ記入欄に「新型コロナウイルス特例資金申請のため」と、ご記入いただくことで手数料免除となります。

・住民票等交付申請書手数料免除記載例

②

住民票等交付申請書

※その他注意事項は裏面を参照

安城市長

令和 年 月 日

窓口に来た人 (身分証明書等本人確認できるものを提示してください。)	住 所		
	ふりがな	明・大・昭・平	
	氏 名	Ⓜ	年 月 日生
必要な方との関係	☐ 本人又は同じ世帯	自署でない場合は、押印が必要です。	
	☐ その他 (委任状等が必要です。裏面を参照。)	代表者印(社印) 法人による第三者請求には代表者印(社印)が必要です。	
TEL			

どなたのものが必要ですか。

住 所	☒ 「窓口に来た人」の住所と同じ / ☐ 「委任者」の住所と同じ 安城市
必要な方の氏名	☒ 「窓口に来た人」本人 / ☐ 「委任者」本人 ふりがな 氏
住民票	世帯 個

住民票等交付申請書の、この欄にチェック(☑)を入れ内容に「新型コロナウイルス特例資金申請のため」と記入

記載が必要な項目に☑を付

☑のない項目は省略されます。

共通項目	☐ 世帯主 ☐ マイナンバー(マイナンバー)
日本人の方	☐ 本籍
外国籍の方	☐ 在留カード等 ☐ 国籍等 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 在留資格等
上記以外で特に必要な事項があれば、下記に記入してください。	
必要な事項	
使いみち(提出先)に☑を付けてください。(個人番号記載の場合は記入必須。)	
☐ 免除 ☐ 年金 ☐ 相続・登記 ☐ 車の登録 ☐ アパート契約 ☐ ビザの申請 ☐ 勤務先 ☐ 公営住宅(県営・市営住宅)申込み ☐ 特別支援教育就学奨励費 ☒ その他 ※使いみちや提出先などを具体的に記入してください。 (新型コロナウイルス特例資金申請のため)	
本人確認	免・パ・個・住・在・その他() 受 作 レ

(5) 提出書類の書き方について

ア 緊急小口資金特例貸付借入申込書

紙面上部について、内容をよく読み全ての項目に該当することを確認し署名してください。一つでも該当しない場合には申し込むことが出来ません。

申し込み金額について、2対象者の(1)～(7)に当てはまる場合、上限金額は20万円となります。申し込み金額はできるだけ余裕をもち10万円もしくは20万円で記載することを推奨いたします。

太枠の中は全てご記入ください。自宅電話を所持していない、フリーランスであり決まった勤務先はないなど、該当しない欄につきましては空白としてください。

貸付金振込先について、貸付金振込先についてはご提出いただく通帳もしくはキャッシュカードと同じ口座とし、お間違えのないよう確実にご記入ください。

イ 借用書

借用金額は借用申請書に合わせてご記入ください。太枠の中は全てご記入ください。償還方法(返済方法)について月賦償還もしくは一括償還の内、希望する方にチェックを入れてください。

ウ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書について

借用書の裏面になります。内容をよくお読みください。説明については本説明書をもって説明に代えさせていただきます。本説明書で不足な部分、質疑に関しましては面談時にお願いいたします。

内容をご理解いただきましたら末尾にございます借受人欄に住所氏名を記載いただき捺印をお願いいたします。日付につきましては面談後、申請の際に記入いたします。

(ア) 生活福祉資金に関する告知事項

貸付制度について、借入金は本人に交付となること、生活福祉資金の借入れについては窓口となる市町村社会福祉協議会から愛知県社会福祉協議会に申請され、申請を受けた愛知県社会福祉協議会は全国社会福祉協議会が運用する管理システムに登録されます。他都道府県から信用情報の照会があった際に、貸付状況、償還残金などの情報を提供することが明記されています。

また、相談の経緯や内容により、地域の民生委員さんに情報を通知するこ

とがあります。これは福祉の観点から支援が必要である場合など生活を立て直すために支援が必要と考えられる場合に活用されるものです。

延滞利子について、据置期間、償還期間（返済期間）を過ぎた場合、残りの元本に対し年利3%で利子がつきます。その場合には、申請した市町村社会福祉協議会から督促のため連絡があり家計の状況などを伺うほか、面談などの調査を行うことがあります。

救済制度について、天災や第三者から見ても明らかに返済する能力を失っている状態になるなど、やむを得ない場合については償還期間の延長や、一部もしくは全部に対し償還を免除することがあります。

合意裁判所について、本貸付事業において、特に偽証による借り入れや悪質な滞納等がある場合、提訴することがあります。その際には愛知県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所での裁判とすることに予め了解をいただきます。

生活福祉資金の利用に関する苦情などについては、申請窓口となる市町村社会福祉協議会ではなく愛知県社会福祉協議会が窓口となります。

（イ）借受期間中の厳守事項

貸付が決定し資金を受けた場合、郵送（もしくはFAXなどの連絡により通知）されます償還計画（返済計画）に従い、所定の期日までに償還を終えてください。

住所変更、改名、改姓した際には必ず申請した市町村社会福祉協議会に報告してください。死亡、または所在不明になった際には、家族など連絡が可能な者が報告してください。天災や火災など災害により損害を受けた際には、身の安全を確保した後、連絡が可能になってから災害により損害を受けた旨を報告してください、

本事業の貸付金は生活費を充当するものです。そのため他の借金返済への充当や生活費以外での使用などが発覚した際には一部もしくは全額の返還を求めるか貸付金の交付を取り消す場合があります。虚偽の申請や故意に返済を怠った場合にも同様に一部もしくは全額の返還を求めます。

本貸付事業は生活の立て直しに役立てることを目的としています。確実に生活が立て直らないと見なされる場合には貸付対象外となります。

エ 収入の減少状況に関する申立書

勤務先名称には勤務している会社名をご記入ください。自営業の場合には経営している店舗名と業種、店舗がない場合には職業、屋号を掲げている場合には屋号のご記入をお願いします。

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の収入をご記入ください。減少後の収入には減収が明らかとなっている月の月収をご記入ください。自営業の場合、いずれも生活費とできる給料の部分のみをご記入ください。

減収の理由は「新型コロナウイルス感染拡大の影響により」から書き始め「いつから」、「どのような影響を受け」、「どのように減収したか」をご記入ください。

例１：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月末頃から来客数が減少したため売り上げが下がり減収。緊急事態宣言を受けお店を休業したため以降収入を得られない状態が続いている。

例２：新型コロナウイルス感染拡大の影響により工場が減産となり残業が無くなった。4月には勤務日数調整がかかり出勤日数が減少。時給制のため出勤減少に伴い減少が続いている。

オ 経緯書について

同封されている経緯書には、仕事の内容などについて、収入が減少した経緯（以下、経緯）、令和２年１月以降の収入及び今後の収入見込み、収入が減少する前の１か月あたりの平均支出、借り入れた資金の用途についてご記入いただきます。

経緯については、どのような影響を受け、いつごろから収入が減少となった（またはなる）のかを第三者が見ても分かるようにご記入ください。枠内に書ききれない場合は経緯を書いたものを添付してください。

収入が減少する前の１か月あたりの平均支出について、領収書などは必要ありません。

収支について、本貸付事業が世帯に対するものであるため個人の支出だけではなく、世帯全員の収支をご記入ください。

（６）申請にあたり

書類が全て揃い、申請のご準備が整いましたらご提出いただきます。その際、書類確認などのため１５分～３０分程度面談を行います。

面談は予約制となります。書類提出の際には必ず事前予約をおとりいただ
いたうえてご来館ください。予約なくご来館いただいた場合、ご対応出来ない場合がございます。

「５ 面談予約・お問合せ先」にございます連絡先にお電話などでご予約いただけますようお願いいたします。

4 注意事項

- 書類を全て提出した時点で貸付が決定するわけではありません。書類は、あくまでも審査に必要となるものです。貸付は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が審査し決定いたします。審査は、書類提出後10日程度での決定を基本としますが、愛知県内の申請状況により遅延する可能性がありますので予めご了承ください。
- 本事業は貸付事業となります。借り受けた資金には返済が必要となります。

5 お問い合わせ先

(1) 面談予約・お問い合わせ先

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

総務課ふれあいサービスセンター生活相談係

電話0566-77-0284 FAX0566-73-0437

- 相談及び面接は社会福祉会館の開館時間での対応となります。

社会福祉会館 開館 火～土曜日午前9時～午後5時

日曜、月曜、祝日は休館となります。

※安城市社会福祉協議会では、貸付の決定・不承認、審査内容に対する回答は出来ません。予めご了承ください。

(2) 本貸付事業に対する苦情について

ア 愛知県社会福祉協議会 総務部 電話052-212-5500

※貸付の決定、不承認に対する異議申し立て、苦情はこちらが窓口です。

イ 福祉サービス運営適正化委員会 電話052-212-5515

※愛知県社会福祉協議会に相談しても解決しない場合の窓口です。